第二十号様式別表一の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）
［様式　略］
第二十号様式別表一の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）
［様式　略］
第20号様式別表１の２記載要領
［１～３　略］
４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の２）の「法人税額計⑹」及び「法人税額計㉖」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
第二十号様式別表一の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）
［様式　略］
第20号様式別表２の３記載要領
［１　略］
２　「通算対象所得金額①」の欄は、通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表７の２）の「通算対象所得金額⑾」の欄の金額を記載すること。
［３～５　略］
第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）
［様式　略］
第20号の３の２様式記載要領
［１～４　略］
５　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑶又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表17（３の６））の⑾の各欄の金額を記載すること。
［６～８　略］
第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）
［様式　略］
第20号の４様式記載要領
［１～３　略］
４　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第８項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑰、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の⒀又は法人税の明細書（別表６の２）の⑾）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。
　また、政令第48条の13第７項ただし書又は令和２年旧政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
［５～８　略］

第二十号様式別表一の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）
［様式　同上］
第二十号様式別表一の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）
［様式　同上］
第20号様式別表１の２記載要領
［１～３　同左］
４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の３）の「法人税額計⑹」及び「法人税額計㉙」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
第二十号様式別表一の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）
［様式　同上］
第20号様式別表２の３記載要領
［１　同左］
２　「通算対象所得金額①」の欄は、通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表７の３）の「通算対象所得金額⑾」の欄の金額を記載すること。
［３～５　同左］
第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）
［様式　同上］
第20号の３の２様式記載要領
［１～４　同左］
５　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑶又は⑾の欄の金額を記載すること。
［６～８　同左］
第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）
［様式　同上］
第20号の４様式記載要領
［１～３　同左］
４　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第８項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑱、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の⒀又は法人税の明細書（別表６の３）の⑾）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。
　また、政令第48条の13第７項ただし書又は令和２年旧政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
［５～８　同左］